

平成 16 年 10 月 29 日

経済産業省商務情報政策局取引信用課 御中

全国銀行協会

「信用分野ガイドラインに対する意見」の提出について

今般、当協会では、平成 16 年 10 月 1 日付「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」に対する意見を別添 1～3 のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

信用分野ガイドラインに対する意見	
1. 氏名	
	全国銀行協会
2. 連絡先	
3. 職業又は所属団体名(注:略称ではなく、正式名称を御記入ください。)	
4. 意見の該当箇所	
	全般
5. 意見の概要(100字以内を目途に記載)	
	本ガイドラインは、信用分野における個人情報の取扱いについて、特に厳格な実施が求められる事項を定めており、個別法の制定により更なる制限措置を講じることは必要ないとする。
6. 意見	
	本ガイドラインは、信用分野における個人情報の取扱いについて、特に厳格な実施が求められる事項を定めており、これを遵守することにより、個人情報の適正な取扱いが確保されるものと考えられる。個別法の制定により更なる制限措置を講じることは、むしろ、事業者にとって個人情報の有効な利用を必要以上に制限する恐れがあるため、必要ないとする。
7. 理由	
	信用分野については、国民から高いレベルでの個人情報保護が求められているが、一方、顧客の理解を得ながら個人情報を有効に利用することは、多様化している顧客のニーズに合った総合的な金融サービスの提供等の観点から、顧客にとってもメリットがあり、個人情報の保護と利用のバランスに十分配慮することが重要である。 本ガイドラインは、信用分野における個人情報の取扱いについて、特に厳格な実施が求められる事項が定められており、その内容に鑑みれば、本ガイドラインを遵守することにより、個人情報の適正な取扱いが確保されるものと考えられる。 したがって、信用分野について、個別法の制定により更なる制限措置を講じることは必要ないとする。

信用分野ガイドラインに対する意見	
1. 氏名	全国銀行協会
2. 連絡先	
3. 職業又は所属団体名(注:略称ではなく、正式名称を御記入ください。)	
4. 意見の該当箇所	2. (1-2)機微(センシティブ)情報
5. 意見の概要(100字以内を目途に記載)	取引の申込書またはその添付資料に含まれる情報で、勤務先情報、取引金融機関、資金用途確認資料、不動産登記簿謄本などにより「政治的見解」「信教」「民族」等を類推できるものについては、センシティブ情報に含まれないと考えてよいか。
6. 意見	取引の申込書(リボルビング方式、総合割賦方式のクレジットカード利用申込書等)またはその添付資料に含まれる情報で、勤務先情報、取引金融機関、資金用途確認資料、不動産登記簿謄本などにより「政治的見解」「信教」「民族」等を類推できるものについては、センシティブ情報に含まれないと考えてよいか。
7. 理由	センシティブ情報の解釈を確認したい。

信用分野ガイドラインに対する意見	
1. 氏名	
	全国銀行協会
2. 連絡先	
3. 職業又は所属団体名(注:略称ではなく、正式名称を御記入ください。)	
4. 意見の該当箇所	
	2.(4)第三者への提供
5. 意見の概要(100字以内を目途に記載)	
	債権譲渡(証券化を含む)や信用リスクのヘッジを目的としたプロテクションの購入等において、個別の債務者や保証人から同意を取得する必要がないと考えてよいか。
6. 意見	
	債権譲渡(証券化を含む)や信用リスクのヘッジを目的としたプロテクションの購入等において、個別債務者の個人データや、法人向け貸出金等の譲渡(証券化を含む)に伴う、個人保証人(代表者、物上保証人等)の個人データを、譲渡先、格付会社、アレンジャー等、第三者へ提供する場合があるが、個人データの提供時点において個別の債務者や保証人から同意を取得する必要がないと考えてよいか。
7. 理由	
	「同意の推定」があるもの、もしくは「委託」にあたるもののいずれかに整理されるものと考えられる(本テーマについては、ガイドライン案には記載されていない。)